

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

申立期間当時、私は、両親と同居し、集金に来た自治会の担当者に国民年金保険料を納付しており、両親の国民年金は納付済みとなっているのに私の申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は3か月と短期間であり、その前後は納付済期間となっている。

また、申立人の申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親は、申立期間も含めてすべて納付済みである。

さらに、申立人が居住していた地域では、納税貯蓄組合による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、昭和60年1月から3月ごろに「国民年金加入対象者なので国民年金に加入してください。」という通知をA区役所からもらい、60年4月にB出張所へ夫と二人で加入手続に行き、区の職員から「2年分はさかのぼって納付することができるので納付したほうがいいですよ。」と言われて夫婦共に2年分さかのぼって国民年金保険料を納付したのに、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後はすべて国民年金保険料を納付している。また、国民年金手帳記号番号が申立人の夫と連番で払い出されていることから、夫婦と一緒に保険料を納付する意思があったと推測され、夫は、申立期間中は過年度保険料ですべて納付済みとなっている。

さらに、申立人夫婦の手帳記号番号が連番で払い出された昭和60年5月の時点では、申立期間は過年度保険料で納付可能な期間であり、当時のA区B出張所において、国民年金の加入手続及び過年度納付書の発行をしていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月、同年10月及び60年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から52年3月まで
② 昭和59年7月
③ 昭和59年10月
④ 昭和60年7月
⑤ 昭和61年4月から平成元年2月まで
⑥ 平成9年4月から12年3月まで

私は、申請免除の記録となっている申立期間について、10年前までさかのぼって追納できるのを知っていたので、平成元年3月以降、A社に在籍中にB市役所で追納の手続きを行い、確かにC駅北口のD銀行で追納したはずであり、申立期間が追納した記録となっていないのは納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間③及び④を含む申請免除期間であった昭和59年10月から61年3月までの期間については、社会保険事務所において、平成6年8月24日に申立人及びその夫の「国民年金保険料追納申込書」の処理をし、「追納納付書」が作成されたことが確認できる。

また、申立期間②から④は、いずれも1か月と短期間であり、その申立期間に近接している昭和59年8月から同年9月までの期間、59年11月から60年6月までの期間及び60年8月から61年3月までの期間は、追納保険料を納付しており、いずれもその前後は納付済みとなっている。

一方、申立期間①については、申立人が平成元年3月にA社に勤務した

ころに「国民年金保険料追納申込書」をB市役所に提出したとする時点では、申立期間①は10年の時効により追納保険料を納付できない期間である。

また、申立期間⑤及び⑥については、社会保険庁のオンライン記録によると、その申立期間の「国民年金保険料追納申込書」の処理が無く、申立人の追納納付書が作成されていないことが推認できる。

さらに、申立期間①は15か月、申立期間⑤は35か月及び申立期間⑥は36か月と長期間であり、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、納付日が確認できる昭和59年度及び60年度の追納日は、平成6年8月から8年3月の間に毎月1か月分を納付していることが確認できるので、申立期間合計86か月の機会において追納保険料が収納されていなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月、同年10月及び60年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から50年9月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金の加入手続をした際、過去の国民年金保険料の未納期間をなくすために、昭和50年から52年までの間に夫婦で20万円ぐらいをまとめて納税組合に納付したので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の夫と連番で払い出されていることから、夫婦で一緒に国民年金保険料を納付する意思があったと推測され、その夫は、申立期間②は過年度保険料で納付済みとなっているので、申立人も同様に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人夫婦は、昭和50年から52年までの間に過去の未納期間について特例納付したと主張しているが、51年から52年までの間は特例納付の実施期間ではない上、申立人夫婦の手帳記号番号が53年1月に払い出されていることから、第2回特例納付もできない。

また、申立人と一緒に特例納付したとしている申立人の夫も、申立期間①を含む昭和37年9月及び38年1月から50年9月までの期間が未納である上、申立人夫婦が、53年7月から55年6月までの間に実施された第3回特例納付制度を利用し、過去の未納分を全額納付した場合の保険料総額は、申立人夫婦の証言とは大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資

料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は国民年金保険料を夫の保険料と共にA町役場（当時）で納付してきた。平成2年にB社会保険事務所で、係員から「きれいに入っていますね。」と言われ安心していたが、申立期間の夫の保険料は納付されているのに、私の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人がA町役場の一階窓口で、保険料を納付したとの申述について、申立期間当時、A町では一階の窓口で保険料を納付することが可能であったことが確認でき、申立内容も具体的である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の保険料を納めてきたと述べているところ、結婚後の申立人の夫の納付状況は申立期間を含むすべての国民年金被保険者期間が納付済みとなっていることから、申立人が自らの保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立人は、20歳時に国民年金に加入し、昭和57年4月から第3号被保険者となる前月の平成9年2月までの保険料はすべて前納で納付しており、国民年金への意識及び保険料の納付意欲は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年11月まで

私は、昭和54年12月ごろ、新聞で国民年金特例納付の記事を見て、A区役所で国民年金加入手続及び特例納付の手続をし、54年12月18日にB(建物名)内の郵便局から35か月分の保険料14万円を納付したが、手続を行った際、35か月分の保険料がどの期間に相当するかの説明を受けた記憶はなく、申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書によると昭和54年12月18日に郵便局から35か月分の保険料14万円が納付されたことは確認できるが、厚生年金保険との重複加入が判明したことにより39年4月から41年8月までの期間に特例納付で重複納付された29か月分の国民年金保険料11万6,000円は、平成元年7月14日に適正に還付処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の年金手帳には「初めて被保険者となった日」の記載はなく、同手帳の「国民年金の記録」欄には資格取得日昭和39年4月、資格喪失日41年9月の記載が訂正され資格取得日51年1月1日強制加入となっている記載があり、本来強制加入期間であった42年7月から47年1月までの期間及び49年1月の記録の記載はなく未加入期間とされているなど適正な事務処理が行われていたとは考え難く、申立人の所持する領収証書にはどの期間の納付であるかの記載も無いことから考えると特例納付した35か月分のうち29か月分は、42年7月から44年11月までの保険料として納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月及び同年6月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月及び同年6月

私は昭和53年1月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、付加保険料込みの国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月に国民年金に任意加入し、同時に付加保険料の納付を申し出ていることが国民年金被保険者名簿から確認でき、付加保険料を申立期間の前後の期間に合算して97か月分納付している上、申立期間以外の国民年金加入期間についてはすべて保険料が納付済みであることから、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は保険料をB市内の銀行で納付書に現金を添えて納付していたと申述しているところ、申立期間当時居住していたB市では1か月ごとに保険料の納付書を発行していたと推認されることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとの主張に特段の不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から49年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、夫と共に昭和52年4月に国民年金に加入し、私か夫が国民年金保険料を毎月集金人に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間②は12か月と短期間であり、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の夫は申立期間②の保険料を一括して過年度納付したことが領収書から確認できるところ、申立期間当時、申立人の夫の事業は順調で、申立期間②の前後を通じて生活状況に大きな変化はなかったことを考え併せると、申立期間②の保険料は夫婦共に金融機関から一括して過年度納付したものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和52年4月に加入手続を行ったと考えられ、その時点で申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も確認できない。

また、申立期間①は80か月と長期間であり、そのうち昭和43年3月から73か月間は申立人の夫の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)もなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年12月まで

私は、昭和40年10月ごろA市からB郡C町（当時）に転居した際、強制的に国民年金に加入するように言われ、C町役場で加入手続を行った。申立期間当時、毎週火曜日の定休日にC町役場の窓口で国民年金保険料を納付した。窓口で国民年金手帳に印紙を貼ってスタンプ印が押されたのを覚えている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C町役場の窓口で国民年金は強制加入だからと言われ国民年金に加入したと主張しているところ、社会保険庁の記録では、昭和40年10月ごろA市で国民年金に加入した上で、申立期間直前の昭和40年度の国民年金保険料を2回にまとめて現年度納付し、申立期間直後の43年1月から55年4月までの期間についても、適切に納付していたことが認められる上、申立期間は21か月と比較的短期間であり、申立人が具体的に納付状況を申述していることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する被保険者台帳において、住所変更欄の記録不備及び氏名の相違が認められ、同台帳と申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日についても相違があり、行政側の記録管理に不適切な事務処理があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から48年9月まで
② 昭和51年9月から54年3月まで
③ 昭和59年1月から同年8月まで
④ 昭和60年2月から同年3月まで
⑤ 平成3年2月から同年3月まで

私は、21歳になったときに国民年金に加入し、国民年金手帳を受け取って、自分で国民年金保険料を納めていた。

その後、度々転居や転職をし、年金番号が変わったり、年金手帳を役所に取り上げられたりしたが、約40年間も保険料を納付してきたにもかかわらず未納期間が5回もあるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、その直前の期間は納付済みである上、申立人の夫は昭和57年8月から60年5月まで継続して同一事業所に勤務し、生活状況に特段の変化は見当たらず、申立期間③は8か月と短期間であることから、納付されたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、勤務先の経理担当者が国民年金の加入手続を行ってくれ、昭和45年4月ごろに国民年金手帳が送付されてきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は46年5月から8月ごろに国民年金に加入したものと推認でき、申立内容と相違している。

- 3 申立期間②については、申立人は、申立期間①の手帳記号番号とは別の番号をその夫（昭和 52 年 4 月に結婚）と連番で払い出されているところ、前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は 52 年 6 月から 7 月ごろに加入手続を行ったものと推認できるが、一緒に国民年金に加入した申立人の夫も、申立期間は未納である。
- 4 申立期間④及び⑤については、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することはできず、当時居住していた A 市が保管する被保険者名簿において、申立期間④及び⑤について加入手続を行った記録は無く、申立人が所持する年金手帳においても、申立期間④及び⑤について国民年金の加入手続を行った記録は確認できない。
- 5 申立期間①、②、④及び⑤について、申立人は、納付したと主張するのみで保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から53年3月まで

昭和53年ごろに国民年金への加入を勧奨する通知が来たため、私と夫は、国民年金の加入手続をした。私は、申立期間の19か月分をまとめて郵便局で納付した。申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番であり、前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和53年6月から7月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、同時点で申立期間は過年度納付が可能であるところ、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付している。

また、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和53年4月から、共に厚生年金保険の被保険者資格を取得する前月の平成3年8月までの長期間にわたり、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと認められることから、申立人の夫と同時に、19か月と比較的短期間である申立期間についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から51年3月まで

申立期間については、亡母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれ、私が昭和53年5月に就職したとき、母から加入期間はすべて納付してあると言われて国民年金手帳を渡された記憶があり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金加入手続を行い、昭和53年5月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立期間当時同居していた申立人の姉は、申立人姉弟の保険料をその母が払ってくれていたことを証言している上、国民年金に加入した昭和41年4月から申立期間を含め52年7月までが納付済みであることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金への加入手続は、昭和48年4月ごろに行われたと推認でき、同時点で申立期間①については現年度納付が可能であり、12か月と短期間であることから納付されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、前後の期間が納付済みであり、申立人の姉が納付済みであることから、納付されたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和49年7月から55年3月まで

申立期間①については、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②については、会社を退職した後の昭和49年7月ごろに、妻がA市（現在は、B市）の市役所で国民年金の再加入手続を行い、保険料は夫婦二人分を妻が納付していた。申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その母が国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間①を含め長期にわたり保険料を納付しており、国民年金制度への理解と納付意識が高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の49番後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金への加入手続は、昭和44年7月ごろに行われたものと推認でき、同時点で申立期間①は現年度納付が可能である上、申立期間①は、その直後が納付済みで12か月と短期間であることから、申立人の母が申立人の保険料も一緒に納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、その妻が昭和49年7月ごろに国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、B市が保管する被保険者名簿により、申立人は、55年6月30日に国民年金の加入手続を行い、49年6月30日にさかのぼって被保険者資格を強制で再取得したことが確

認でき、申立内容と相違している。

また、申立人が加入手続を行った昭和 55 年 6 月の時点で、申立期間②の過半は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの期間及び4年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年3月まで
② 平成4年4月から同年7月まで

私は、20歳になったときに国民年金に加入して以来、継続して国民年金保険料を納付しており、2回も未納期間があるということはないはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月に国民年金に加入して以来、申立期間を除き、現在に至るまで国民年金加入期間に未納は無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っていることから、国民年金制度への理解と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①の前後及び申立期間②直前の1年間は納付済みである上、A県B市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間①直前の平成2年11月分については4年7月に、2年12月分については4年8月に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、4年8月の時点で申立期間①については過年度納付、申立期間②については現年度納付が可能であり、申立期間①は3か月、申立期間②は4か月と合計しても7か月と短期間であることを踏まえると納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの期間及び62年4月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年7月から40年3月まで
② 昭和62年4月から63年2月まで

私は、妻と共に国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入し、厚生年金保険期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料を納付した。当初は、夫婦二人分を集金人に納付していたし、納付書方式になってからも、夫婦一緒に納めていたのに未納があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の適用準備期間中の昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、国民年金保険料の徴収が開始された36年4月から60歳になる前月の63年*月まで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除いて未納は無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①については、前後の期間が納付済みである上、申立期間①の前後において生活状況に特段の変化は認められず、21か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付されたものとするのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳により、申立期間①は、訂正時期及び理由は不明なものの、当初納付済みとされていた記録が未納に訂正されていることが確認でき、行政側の記録管理に誤りがあった可能性を否定できない。

申立期間②については、申立人は、昭和60年3月に退職後、60歳になるまでの約3年間の保険料を納付したと強く主張しているところ、申立期間②直前の2年間は納付済みであり、申立人の妻は、申立期間②を含め60歳になるまで納付済みであることを踏まえると、納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで

私は、夫と共に国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入し、60歳になるまで国民年金保険料を納付し続けていたのに、未納になっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の適用準備期間中の昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、国民年金保険料の徴収が開始された36年4月から60歳になる前月の平成3年*月まで、申立期間を除いて保険料を納付し続けていることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間の前後は長期間納付済みである上、申立期間の前後において生活状況に特段の変化は認められず、申立期間は21か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間の前後において、間が空くことなくA社及びその関連会社に勤務していたので、昭和41年7月1日から同年9月1日まで厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できない。年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が昭和41年3月22日に入社し、42年12月20日に退職するまで、B社に在籍出向していた期間も含め雇用関係は継続していたと回答していることから、申立人が申立期間及びその前後を通じて、A社及びB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、A社の従業員としてB社に在籍出向しているところ、申立人がB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同事業所が適用事業所となった昭和41年9月1日であることから、同日まではA社における被保険者資格を引き続き有すべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和41年6月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、当該事業所が保管する社内資料において申立人の資格喪失日が昭和 41 年 7 月 1 日と記録されていると回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知は行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から7年11月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を6年11月から7年6月までは41万円、同年7月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月1日から7年11月1日まで
② 平成7年11月1日から9年5月12日まで

私の厚生年金保険の記録のうち、申立期間①については、社会保険事務所から標準報酬月額が下がっていることを聞いたが、私は、このような手続をしたことはないので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。また、申立期間②については、当時の給料は約30万円であり、標準報酬月額が低くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は平成7年11月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2週間後の同年11月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年11月から7年6月までの期間については41万円から、同年7月から同年10月までの期間については36万円から、それぞれ9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人は、B（職種）として勤務しており、社会保険の手続に関与していない。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なもの

とは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年11月から7年6月までは41万円、同年7月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間②については、申立人は、C社における標準報酬月額の相違を申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録により、平成7年11月1日の資格取得時の標準報酬月額に係る処理が8年1月16日に、同年10月1日の定時改定に係る処理が同年8月22日に行われていることが確認でき、社会保険事務所において標準報酬月額の遡及訂正を行った形跡は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人と同時に資格取得した10人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同じく9万8,000円となっている。

さらに、当該事業所は、平成16年12月11日に適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料は既に廃棄済みである上、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成8年6月は56万円、同年7月から9年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年4月30日まで
私は、私の平成8年6月から9年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていることに納得できない。記録の訂正を行った記憶は無いので本来の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年4月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の同年6月26日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年6月については56万円から、同年7月から9年3月までの期間については59万円から、それぞれ20万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は当該事業所において取締役兼営業部長であったと供述しているが、雇用保険に加入している上、同じく取締役であった元工場長は、「私と申立人は、役員とは名目だけで、金銭に関する事項の決定はすべて社長が行っていた。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年6月は56万円、同年7月から9年3月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年3月1日まで

A社における私の標準報酬月額が著しく下がっていると社会保険事務所から説明を受けたが、心当たりは全く無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年3月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2週間後の同年3月18日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年4月から4年2月までの期間について41万円から26万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、当該遡及訂正が行われた平成4年3月18日の時点で、既に別の事業所に勤務していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案1200

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年5月から同年9月までは34万円、同年10月から4年8月までは38万円、同年9月から同年11月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年12月31日まで

私の年金記録について、社会保険事務所から申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていると説明を受けたが、私はこのような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年12月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の5年3月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年5月から同年9月までの期間については34万円から、同年10月から4年8月までの期間については38万円から、同年9月から同年11月までの期間については30万円から、それぞれ11万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は取締役であったことが確認できるが、同社の従業員だった者は、「A社は、B（業種）をしており、申立人の仕事は、C（職種）であったと思う。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、当該遡及訂正が行われる前の平成5年1月19日に既に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人

は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年5月から同年9月までは34万円、同年10月から4年8月までは38万円、同年9月から同年11月までは30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社C工場）における資格取得日に係る記録を昭和26年7月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月3日から同年8月1日まで

私は、昭和26年4月2日にD社E工場に入社し、3か月のF実習を受けた後、同社G工場のH実習に従事した。同年8月1日からA社B事業所で勤務しており、期間を空けずに継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C工場から提出のあった在籍証明書により、申立人が申立期間において、D社E工場及びA社B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社E工場からA社B事業所への異動日については、申立人及び同僚の証言から判断すると、D社E工場の資格喪失日の昭和26年7月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年8月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年10月から5年8月までは53万円、同年9月から6年7月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年8月28日まで
私の平成4年10月から6年7月までの標準報酬月額が引き下げられていることに納得がいかない。記録の訂正を行った覚えは無いので、正規の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年8月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年9月14日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年10月から5年8月までの期間については53万円から、同年9月から6年7月までの期間については38万円から、それぞれ15万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立期間当時は取締役であり、代表取締役の妻であったことが確認できるが、申立人は、「常務という役職ではあるが、実際は、営業や社内の雑用を担当していた。」と供述しており、当該事業所の従業員であった者は、「申立人は会社内ではあまり権限が無かった。社長のワンマン体制で、社長が何でも独りで決めていた。」と証言している上、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所は、「会社に係る重要事項を決定する際、申立人が関与することはまず無く、遡及訂正処理もおそらく事業主一人で行ったのではないかと思う。」と証言していることから、申立人は、

当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年10月から5年8月までは53万円、同年9月から6年7月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年2月1日から同年8月1日まで

私は、昭和44年から平成2年までB社及びその関連会社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、昭和53年2月1日から54年2月1日までの間は、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時の給与明細書を見ると53年8月分から54年1月分の厚生年金保険料は控除されていないが、53年2月分から同年7月分までは控除されているので、この期間の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和52年3月から53年8月までの給与明細書により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年2月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年2月10日まで

私は、A区Bに在ったC社において代表取締役として勤務し、平成3年12月4日から7年2月10日まで厚生年金保険に加入していたが、今般、D社会保険事務所から、その間の標準報酬月額が7年2月13日付けで、5年2月から6年10月までが53万円から8万円、同年11月から7年1月までが59万円から9万2,000円に減額されている旨説明されたが、当該減額に納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成7年2月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、3日後の同年2月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、5年2月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から7年1月までの期間については59万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、C社の閉鎖事項全部証明書により、平成4年12月3日に代表取締役に重任され、6年11月1日に退任したことが確認できる上、後任の代表取締役は、「C社に係る厚生年金保険関係事務を含む経理及び総務事務は、Dグループ傘下の事業所の一つとして、私の指示の下で経理課長が担当していた。申立人には同社の実印や社印は保管させ

ていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「平成6年11月1日付けでE社の営業本部長に配置換えになり、その後はC社の経営に一切関与しなかった。」と述べているところ、後任の代表取締役及びC社における元部下も同様に述べていることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年2月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成2年6月から6年10月までは53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から8年5月31日まで

私の年金記録について、社会保険事務所から申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていると説明を受けたが、私はこのような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年5月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年6月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年6月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から8年4月までの期間については59万円から9万2,000円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当初は代表取締役であったが、平成8年5月9日に代表取締役を解任となり、上記遡及訂正が行われた時点において取締役であったことが確認できるところ、当該事業所の債務処理に関わった法律事務所の担当者は、標準報酬月額の訂正処理に必要な代表者印について、「申立人の解任後、新たに就任した代表取締役の了解の下、代表者印は当法律事務所^{そきゅう}で保管管理していたので、申立人は、代表者印を扱える立場にはなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年6月から6年10月までは53万円、同年11月から8年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年10月1日まで
私の昭和57年10月から58年9月までの標準報酬月額が、給与明細書で控除されている厚生年金保険料から算出した標準報酬月額と相違している。訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社（現在は、B社）の給与明細書により、申立人は、申立期間についてその主張する36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立人の標準報酬月額の変せん欄の昭和56年10月と58年10月の間の標準報酬月額の改定記録が二重線で訂正され、備考欄に矢印が引かれ「360」と記載されていることが確認でき、同数字は給与明細書の保険料控除額に相当する標準報酬月額36万円（360千円）と符合している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から11年9月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成11年9月1日から12年8月25日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、20万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年8月25日まで
私の平成9年10月から12年7月までの標準報酬月額の記録が、実際の給与とは異なっている。当時の月給は、30万円くらいだったので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年8月25日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、直後の同年8月29日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年10月から11年8月までの期間については30万円から、同年9月から12年7月までの期間については20万円から、それぞれ9万2,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元事業主は、「申立人は、B（職種）の仕事をしており、社会保険の手続については、私が行っていた。」「社会保険料の滞納の件で、社会保険事務所に行った際に、書類の内容までは覚えていないが、社判及び印鑑を押した記憶がある。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認め

られる。

一方、申立人は、申立期間のうち、平成11年9月から12年7月までの標準報酬月額は、20万円ではなく30万円だったと主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年10月から11年8月までは30万円、同年9月から12年7月までは20万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月から平成元年12月まで
昭和63年11月から平成元年12月までの国民年金保険料は、会社を退職した昭和63年11月以降、A市から送られてきた納付書で母からお金を借りて納付したはずなので、未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年11月以降、A市から送付された納付書で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年7月ごろにB区において払い出されていることから、その時点で申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、加えて、申立期間の保険料を納付する前提となる、別の手帳記号番号がA市において払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について記憶が不鮮明であり、具体的な納付状況等が不明確である。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から54年3月まで

申立期間については、その当時私が家計の一切を任されており、A県B市の市役所で、夫の分と一緒に私が国民年金保険料を納付していたので未納と記録されていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる昭和39年*月からB市において国民年金に加入し、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年9月ごろにC市において払い出されていることから、その時点で申立期間のうち52年6月以前は時効により保険料を納付することはできない期間である上、加えて、申立期間の保険料を納付する前提となる、別の手帳記号番号がB市において払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、保険料の納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の夫の国民年金被保険者期間においても、申立期間は納付済期間となっていない。

このほか、保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月及び38年1月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月
② 昭和38年1月から50年9月まで

私は、妻と一緒に国民年金の加入手続をした際、過去の未納期間をなくすために、昭和50年から52年までの間に夫婦で20万円ぐらいをまとめて納税組合に納付したので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和50年から52年までの間に過去の未納期間について特例納付したと主張しているが、51年から52年までの間は特例納付の実施期間でない上、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で53年1月に払い出されていることから、第2回特例納付もできない。

また、申立人と一緒に特例納付したとしている申立人の妻も、申立期間を含む昭和38年7月から51年3月まで未納である上、申立人夫婦が、53年7月から55年6月までの間に実施された第3回特例納付制度を利用し、過去の未納分を全額納付した場合の国民年金保険料総額は、申立人夫婦の証言とは大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から同年8月までの期間、同年10月から44年7月までの期間及び49年1月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から同年8月まで
② 昭和43年10月から44年7月まで
③ 昭和49年1月から50年6月まで

私は、昭和50年3月か4月ごろA区役所B出張所で初めて国民年金の加入手続を行い、同出張所で申立期間の国民年金保険料約12万円を特例納付した。領収書は発行できないと言われた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月か4月ごろA区役所B出張所で初めて国民年金の加入手続を行い、同出張所で申立期間の国民年金保険料約12万円を特例納付したと強く主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、C社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から51年7月9日であることが確認でき、この時期に特例納付は実施されておらず、払出し以前の期間である申立期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間であるため保険料を納付することはできない上、申立期間③のうち49年2月から50年6月までは特例納付の対象期間とはならない本来任意加入の期間であることが確認できる。

また、申立人は、昭和50年に月額4,000円で合計約12万円を特例納付したと述べているが、この保険料額は49年から50年にかけて行われた第2回特例納付時の法定国民年金保険料額とは大きく異なっている上、50年の時点で特例納付できる期間は36年4月から48年3月までと定められているため、申立期間③の保険料を50年に特例納付することはできず、申立

内容には齟齬^{そこ}がみられる。

さらに、申立人が申述している特例納付保険料月額 4,000 円は昭和 53 年から 55 年にかけて実施された第 3 回特例納付時の法定国民年金保険料額と一致するが、申立人は 53 年の時点においては既に A 区には居住しておらず、A 区役所 B 出張所において第 3 回目の特例納付をしたとも考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1761 (事案 437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年3月までの期間及び45年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から45年3月まで
② 昭和45年7月から46年3月まで

私は、他界した叔父から、A市役所で国民年金の加入手続をし、昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたと聞いている。

また、私は、B区役所で、昭和43年4月から46年3月までのうち、未納となっていた保険料をまとめて納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A市における申立人への国民年金手帳記号番号の払出日が確認できないこと、B区における納付状況についても申立人の主張が不明朗な上、それをうかがわせる周辺事情も認められないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月6日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、A市において申立人の国民年金加入手続をしてくれたはずと主張するその叔父からの手紙を根拠として、申立期間の国民年金保険料を納付したと新たに主張するが、この手紙には、その叔父が申立人の国民年金加入手続をしていたことうかがわせる記述は無く、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの期間、44年11月から46年3月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和44年11月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和36年4月に夫と共に国民年金の加入手続を行い、夫が厚生年金保険に加入するまでは、私が毎月集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、夫が退職後に未納があったとしても、51年12月にA市に住民票を移す直前にB市で15万円を超える金額を2回に分けてまとめて納めたはずなので、申立期間が未納となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和36年4月に夫婦で国民年金の加入手続を行い、集金人に毎月申立人とその夫の分の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、37年4月8日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、36年当時C区では集金人は3か月ごとの集金であり、申立人の記憶と実態に相違が認められる。

また、一緒に加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の夫も未納となっている。

2 申立期間②及び③については、申立人は、その夫の退職後に保険料の未納があったとしても、昭和51年12月にA市に住民票を移す直前にB市で2回に分けて15万円を超える金額をまとめて納めたはずであると

主張しているが、同時期は特例納付の実施時期ではなく、時効により申立期間②及び③を過年度納付することもできない。

また、申立人がまとめて納付したと主張する時期に近い第2回特例納付制度（実施時期：昭和49年1月から50年12月まで）を利用して特例納付したとしても、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間②及び③を特例納付するために必要な金額と大幅に異なっている。

- 3 申立人夫婦が所持する領収証書により、申立人夫婦は、昭和47年4月からすべて同じ日に保険料を納付しているが、申立人だけが申立期間③直前の46年4月から同年9月までについて、時効間際の48年7月11日に過年度納付していることが確認できる。これは、47年4月時点で、申立人の夫は、60歳までの納付可能月数241か月と厚生年金保険加入期間61か月との合計が302か月となり、年金受給権を確保できるのに対し、申立人は、60歳までの納付可能月数222か月、任意未加入期間61か月及び厚生年金保険加入期間13か月の合計が296か月となり、年金受給権を確保するためには4か月不足することから、6か月分のみを時効間際に過年度納付することで年金受給権を確保したことがうかがえる。
- 4 申立人夫婦が所持するA市発行の第3回特例納付に係る「国民年金特例納付案内書」（夫の案内書には昭和54年3月30日発行と記載がある。）において、申立期間①、②及び③については、夫婦共に未納であることが確認できる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月及び平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月
② 平成2年8月

私は、申立期間①については、夫が退職した後の昭和61年ごろにA市役所で加入期間に空白が無いように担当者に教えてもらって国民年金の手続を行い、国民年金保険料を1、2か月分納付した。また、申立期間②については、一人でA市役所に手続に行き、保険料を納付したので、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、当初、昭和61年4月から平成6年2月まで継続して第3号被保険者として取り扱われていたが、申立人の夫の正しい厚生年金保険被保険者期間が判明したことにより、平成6年2月25日に第3号被保険者該当期間が訂正されたことが確認できるところ、申立期間①及び②は、上記訂正により発生した未納期間であり、訂正が行われた6年2月時点で時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、市役所で国民年金の手続を行ったと主張しているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和49年3月から第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月まで任意加入被保険者として、同年4月以降は第3号被保険者として記録されていることが確認でき、申立期間①及び②当時に資格変更手続が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の夫は申立期間において国民年金に未加入である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年3月まで
私が20歳になったとき、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたため、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月又は同年8月ごろにその母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が43年3月11日になっていることから、申立人の加入手続は、同年3月ごろに行われたものと推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時同居していた申立人の兄及び妹の国民年金への加入時期は、それぞれの国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の兄は昭和41年5月ごろ、申立人の妹は46年2月ごろと推認でき、申立人同様20歳になってからしばらくして加入手続が行われている上、いずれも20歳になった年度は未納であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付には直接関与しておらず、納付していたとするその母も記憶が曖昧で保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで
私は、申立期間において、100 万円の月給をもらっており、社会保険事務所にもその金額で届け出ていたはずなのに標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人が A 社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は 53 万円と記録されていたところ、当該事業所が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 9 月 30 日の後の同年 11 月 30 日付けで、4 年 11 月 1 日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 社の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所の従業員等は、厚生年金保険料の滞納があったことを証言している上、申立人は、「私は、代表者印を持参して社会保険事務所へ厚生年金保険の全喪届の提出を行った。」と供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印の押された届書が必要である。」と回答していることを踏まえると、代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 17 日から 38 年 2 月 21 日まで
② 昭和 38 年 2 月 21 日から 40 年 4 月 11 日まで

申立期間の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案1210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年9月まで

私は、高校を卒業後、A社に入社してB売場で販売員をしていた。同社退職後すぐに次の会社に就職しており、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校を卒業後、A社に入社してB売場で販売員として勤務していたと主張しているが、A社は、「昭和42年4月の前後1年間の入社原簿並びに健康保険被保険者資格取得及び喪失届の名簿を調べたが、申立人の名前は無かった。」と回答している上、申立期間当時、同社の社員であった者は、「申立人のことは覚えていないが、私は、高校卒業後にA社に入社し、C売場に勤務していた。当時、D（B取扱店）はテナントとして出店していて、従業員はD（B取扱店）から派遣されていると聞いたことがある。」と供述している。

また、A社では、申立期間当時出店していたD（B取扱店）については、資料が無いため不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月21日から20年8月31日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されていることをねんきん特別便の照会結果により初めて知った。脱退手当金など受け取った覚えが無いので、その期間の厚生年金保険の記録を年金額に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和21年3月12日に支給決定が行われているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の裏面の「保険給付」欄には、脱退手当金に係る資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日及び支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から36年1月6日まで

私は、社会保険事務所の記録で申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。当時、厚生年金保険に加入していることも知らず、脱退手当金の支給時にはA市内に住んでおり、脱退手当金を受け取ったことは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和36年1月6日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金を受給している12人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給記録があることから、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 9 日から 40 年 10 月 20 日まで
申立期間について、社会保険庁の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、A社を退職した際に脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年2月18日に支給決定が行われているほか、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 31 年 8 月 1 日まで
私は、昭和27年11月から32年7月半ばまで、A区BにあったC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は31年8月1日から32年7月13日までとなっているので、残りの期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び事業主の回答により、昭和 31 年 8 月 1 日以前から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和31年8月1日と明記されている上、整理記号番号の欠番も認められない。

また、申立人には、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得する際に、厚生年金保険被保険者番号が払い出されているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿によれば、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和31年8月1日と記録されている。

さらに、事業主が当時の関連資料等を保管しておらず、証言可能な同僚等もいないため、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 7 月 31 日まで
私は、平成 5 年 7 月から 7 年 6 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられていることについて納得できない。このような届出をした覚えは無いので正当な標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を平成 7 年 7 月 31 日に喪失しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約 1 か月後の同年 9 月 6 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 5 年 7 月から同年 9 月までの期間については 28 万円から、同年 10 月から 7 年 6 月までの期間については 30 万円から、それぞれ 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の履歴事項全部証明書により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、自ら社会保険関係の手続を行っていたと回答し、当委員会による照会に対して、申立期間において社会保険料の滞納があったことを認めていることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から6年9月30日まで

私は、社会保険事務所から、私の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていることを聞いたが、このような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年9月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約9か月後の7年7月10日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年4月から5年3月までの期間については53万円から、同年4月から6年8月までの期間については26万円から、それぞれ8万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた当時、会社の代表者印について、「私が代表者印を持っていた。会社にいる時は鍵のある金庫に保管していた。」と説明しており、社会保険事務所は、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から53年3月まで

私は、昭和52年5月から53年3月までA社に勤務していたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同僚は厚生年金保険の記録があるのに、私の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人は請負形式の雇用であったと思われます。」と回答しており、現社長の息子で当時は従業員だった者は、「申立期間当時、厚生年金保険は、正社員だから加入させるのではなく、加入させた人が正社員で、加入させない人が請負という考え方でした。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚のうちの一人は、「当該事業所では、厚生年金保険に加入させる人と加入させない人がいた。」と供述していることから、当該事業所では、当時、厚生年金保険の加入について従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間において、A市BにあったC社と同じ敷地内にある会社に勤務し、D（職種）の仕事をしていた。当時、給料から厚生年金保険料が引かれていた。ねんきん特別便を見て、その当時の年金記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市BにあったC社と同じ敷地にあるD（職種）をしていた事業所に勤務していたと主張しているところ、当時、C社に勤務していた者から、同社の敷地内にあった可能性のある事業所として、「E」又は「F」という名称が挙がり、当時、厚生年金保険の適用事業所であったE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、当該申立事業所の名称を覚えていない上、申立人が当時親しくしていた者として名前を挙げた3名のうち、姓名が判明している1名は、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できたが、昭和28年8月25日に資格喪失しているため申立期間と符合せず、ほかの2名については、姓が不明のため確認できなかった。

なお、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案1219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から8年11月まで
私は、平成6年10月まで勤めていた会社を辞めた直後にA社に入社し、8年11月まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地、業務内容、勤務形態等について詳細に供述していることから、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成10年10月1日からであることが確認でき、申立期間は厚生年金保険の未適用事業所である。

また、当該事業所は、平成12年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在が不明で、元事業主とも連絡が取れないことから、申立期間当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 25 日から 38 年 2 月 25 日まで
私は、昭和 36 年 4 月から 2 年間、A 社に勤務していたが、社会保険庁に記録されている厚生年金保険被保険者期間が、同年 4 月 3 日から 37 年 3 月 25 日までの 11 か月間しか無いことに納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間は特定できないものの、複数の元同僚の供述から、申立人が A 社に勤務していたことが認められるが、申立人は、具体的な退社時期を明確に憶えておらず、申立期間も継続して勤務していたことを裏付ける資料も無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人が当該事業所において、被保険者資格を昭和 36 年 4 月 3 日に取得し、37 年 3 月 25 日に喪失した一連の記録に訂正箇所は無く、健康保険被保険者証が返納されたことを意味する「4 月 6 日証返納済」との記載も確認できる上、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所の事業主は、「工場の移転や閉鎖などで申立期間当時の資料が無く、申立人の在籍を確認することができない。」と回答している上、元同僚からも申立人の勤務期間、厚生年金保険料の控除等についての証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 12 月 26 日から 15 年 1 月 26 日まで
私は、A社に平成 14 年 12 月 26 日に入社し、20 年 12 月 25 日に退社するまで厚生年金保険の被保険者となっていたと思っていたが、資格取得日が 15 年 1 月 26 日となっているため、最初の 1 か月が厚生年金保険の被保険者となっていない。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における平成 15 年 2 月の給与支給通知書、当該事業所から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、入社直後から厚生年金保険に加入できる旨会社から説明を受けたことを主張しているが、当該事業所は、「年間の給与収入が 130 万円未満の嘱託社員については、厚生年金保険へ入社月から加入するか翌月から加入するかを入社時に本人に選択してもらうこととしていた。」と回答している。

また、申立人が提出した当該事業所の平成 15 年 2 月の給与支給通知書は、14 年 12 月 26 日から 15 年 1 月 25 日の給与を対象としており、表示されている控除内訳には、1 か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるが、当該事業所照会回答で保険料の控除は翌月控除とされていることから、14 年 2 月の給与支給通知書で控除されているのは 15 年 1 月の保険料であることが認められる。

さらに、事業主が提出した賃金台帳により、申立人が当該事業所に勤務していた全期間の保険料の控除実績を確認したところ、申立期間の保険料については、控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 4 日から 42 年 3 月 27 日まで
申立期間について、私はA社にB（職種）として勤務していた。当時の同僚が厚生年金保険の被保険者になっているのに、私だけが未加入になっているのは納得できないので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所は平成 19 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、A社の閉鎖事項全部証明書に記載されている、20 年 1 月 10 日の閉鎖時の事業主は、申立期間当時の記録は残っておらず、申立ての事実を確認することができないと回答している上、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与からの控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月まで

A事業所に勤務していたとして期間照会申出書を提出したところ、申立期間において該当事業所が見当たらないとの回答であった。事業所名称がB事業所の誤りであったので改めて調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、B事業所は、昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、49 年 9 月 3 日に再度適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 42 年 4 月 1 日に資格喪失している 2 名は、いずれも申立期間において同事業所に継続して勤務していたが、両名とも厚生年金保険の被保険者となっておらず、国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、申立人についての記憶が無いとしている。

さらに、当該事業所は平成 14 年 7 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 23 年 5 月 1 日から 32 年 9 月 30 日まで勤務し、退職時に退職金と失業保険の説明があり、退職金として 2 万円を現金で受け取ったが、脱退手当金については説明が無く受け取っていないのに、この期間の脱退手当金が支給されたこととなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金が支給されていることが記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 11 月 26 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 32 年 10 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 29 人中 27 人が、資格喪失後約 2 か月半以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社を経営した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与(60万円)から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 2 月 21 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年 3 月 6 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、8 年 4 月から 10 年 1 月までの期間について 59 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「私自身が社会保険関係の事務を管理し、代表者印も申立期間当時だけでなく、現在も管理、保管している。」と述べている。

また、社会保険事務所は、「標準報酬月額の遡及訂正の届出に代表者印が必要である。」と回答しており、代表者印を管理していた申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から33年11月1日まで
私は、昭和23年11月からA事業所（B部門）に入社した。その後、C事業所（D部門）に異動したが、元は同じ母体の会社であり、平成7年6月に資格を喪失するまでずっと継続勤務し厚生年金保険の被保険者になっていると思っていたが、申立期間が厚生年金被保険者となっていないことに納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所又はC事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「申立期間当時、個人商店だったB部門やD部門を株式会社にする布石として数名がA事業所から厚生年金保険を抜けた。申立人は当時、A事業所の仕事（B）というよりもC事業所（昭和26年2月9日設立で前身はE事業所）の仕事（D）を主としていた。」と証言している。

また、C事業所については、昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人と同時期にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、「申立期間当時は、C事業所のメンバーが4人以下であった。」と証言していることから申立期間当時はC事業所が厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていなかったものと認められる。

加えて、事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保

険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年ごろから 47 年 3 月ごろまで
私は、兄の紹介でA社に昭和 45 年ごろから 47 年 3 月ごろまで勤務し、厚生年金保険に加入していた。その間の記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、事業所でB（職種）として勤務していたと述べているところ、元同僚の一人は、「事務関係の従業員は全員正社員だったが、事業所にはアルバイトもいた。」と供述し、社会保険担当の元同僚は、「アルバイトは希望者のみ厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、当該事業所では、申立期間当時、正社員以外の従業員については、必ずしも厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間中において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立人の雇用の実態が分かる関係資料は既に廃棄済みである上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 46 年 4 月まで

私は、昭和 44 年 8 月から 46 年 4 月まで A 区にあった B 社に勤務していた。この間、厚生年金保険にも加入していたはずであり、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 区にあった B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、B 社という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、A 区において B 社又はそれに類似する名称で法人登記された事業所で申立内容に符合する事業所は見当たらない。

また、申立人が当該事業所の社長として氏名を挙げた者は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間を含む昭和 44 年 8 月から平成 2 年 7 月までの間、国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、当該事業所の社長は既に他界し、元同僚も所在が不明であることから、当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 17 日まで
私の夫は、昭和 41 年 4 月 1 日に A 社 B 出張所に入社し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社 B 出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において申立期間の一部又は全部の期間を含む期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の元同僚は、それぞれが記憶する入社時期と厚生年金保険の加入時期に相違は無いと回答しているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は、昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の役員等とは連絡が取れず、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月8日から20年10月25日まで
私は、A町（当時）のB社C事業所に勤務していたが、D県E郡F町（当時）のG社（現在は、H社）I事業所に昭和19年9月に異動し、20年10月にB社に戻るまで継続して勤務したので、この間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和21年*月*日付け「J新聞」の記事により、19年8月に勤務先の異動をしたことが確認できるところ、申立人と同時期にB社C事業所からG社I事業所に移って申立人と同じ課に所属したとする元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてG社I事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、H社は、「申立期間に係る社員名簿及び厚生年金保険の届書を確認したが、申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、社会保険事務所が保管するG社I事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、ページの落丁も無い。

また、上述の元同僚は、申立期間においてB社C事業所で厚生年金保険の被保険者となっており、当該事業所における勤務先を異動させた者の厚生年金保険の取扱いが不明である上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間において申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 11 月 21 日まで
私の申立期間に係る標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。社会保険事務所に標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無いので、正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 7 年 11 月 21 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年 12 月 1 日付けで申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 4 年 10 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 10 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、代表取締役であり、同社が平成 8 年 6 月に解散した後は清算人であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、社会保険事務所に相談したことも無い。遡及訂正の届出は社会保険事務所が勝手に行ったと思う。」と主張しているが、申立人は、代表者印は自分が管理していたと供述しているところ、社会保険事務所は、「標準報酬月額の遡及訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と回答しており、代表取締役である申立人が当該遡及訂正に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 35 年 2 月 25 日まで
② 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 6 月 11 日まで

私は、申立期間①においてA事業所（現在は、B事業所）で勤務し、申立期間②においてC事業所で勤務したが、社会保険庁に照会したところ、自分が勤めていた期間と社会保険庁で記録されている期間が違っている。納得できないので調べ直し、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元事業主の回答により、申立人は、申立期間①においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所の事業を継承しているB事業所は、「当時の関連資料が無く、申立期間①当時の厚生年金保険の届出及び保険料の控除については不明。」と回答しており、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C事業所の事業主は、「申立人は、申立期間当時、外部業者であり、社員ではなかった。」と供述しており、元同僚も同様の証言をしている。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険

被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、当時の関連資料は既に廃棄して無いと回答しており、申立期間②当時の勤務の実態は不明であり、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 10 月に A 社に正社員として入社し、53 年 6 月に退社したが、申立期間が厚生年金保険加入期間になっていない。申立期間を、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 52 年 12 月 21 日から A 社で勤務していたことが確認できるが、それ以前の勤務をうかがわせる事情は見当たらず、複数の元同僚に照会しても、申立人の勤務期間についての証言は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、A 社は、平成 10 年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料の所在は不明で、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立事業所における厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
私の A 社における厚生年金保険加入期間は 4 か月となっているが、給与明細書では、平成元年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているので、5 か月分を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社の給与明細書（その記載により翌月控除であると推認できる。）により、申立人は、平成元年 3 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 63 年 10 月 27 日から平成元年 3 月 20 日まで A 社に勤務し、その翌日の同年 3 月 21 日に次の勤務先である B 社に勤務していることが確認できる上、厚生年金保険法第 19 条に基づき、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入することになっていることから、同年 3 月 21 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人に係る同年 3 月分の厚生年金保険料は、事業主により誤って給与から控除されたものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、申立事業所における厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。